

愛媛県医療審議会運営規程

(総則)

第1条 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、愛媛県医療審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療法人部会)

第2条 審議会に、医療法人について専門的に調査審議するために、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

- 2 法人部会は、委員10人以内で組織する。
- 3 法人部会の決議をもって、審議会の決議とする。
- 4 医療法施行令第5条の20の規定は、法人部会に準用する。

(届出診療所部会)

第3条 審議会に、届出により療養病床又は一般病床を設置できる診療所について専門的に調査審議するために、届出診療所部会（以下「診療所部会」という。）を置く。

- 2 診療所部会は、委員7人以内で組織する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、診療所部会に準用する。

(議事)

第4条 審議会及び部会の議事については、議事録を作成し、会長（部会にあっては部会長、以下「会長等」という。）及び会長等が指名した委員が、署名押印するものとする。

(庶務)

第5条 審議会及び部会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会及び部会に関し必要な事項は、会長等が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。